



◆*◇今月のテーマ◇*

1. 日・中社会保障協定発効について
2. 外国人雇用状況の届出制度について
3. 婚姻期間 20 年以上の夫婦間の
自宅贈与の改正について

1. 日・中社会保障協定発効について



二重加入が解消されます。

以下、日本の事業所から中国の事業所へ派遣される被用者の日・中社会保障協定に関する手続きについてまとめます。

＜具体的な手続き＞

日本の事業所から中国へ派遣された被用者については日本の事業所から日本年金機構へ「日・中社会保障協定 厚生年金保険 適用証明書交付申請書」を提出することで適用証明書が交付されます。こちらの原本を派遣先の中国の事業所を通じ、中国の社会保険料徴収機関へ提出の上、中国年金制度の免除手続きを行います。

適用証明書交付申請は、協定発効の1ヶ月前の2019年8月1日から受付開始です。証明書は2019年9月1日以降に順次発送されます。協定発

2019年9月1日に「日・中社会保障協定」が発効します。日本について対象となる制度は、国民年金と厚生年金保険です。この協定の発効により、日本と中国の年金制度への二

効前から既に中国に派遣されている被用者については、2019年8月1日以降速やかに申請をする必要があります。申請をすることで2019年9月1日から2024年8月31日までの5年間、中国の年金制度への加入が免除されます。

＜留意事項＞

1. 台湾・香港・マカオへ派遣されている被用者については、中国の被用者保険が適用されないため日中社会保障協定のお手続き対象とはなりません。
2. 派遣期間の長さに関わらず、派遣開始から5年間は中国の年金制度への加入が免除されます。

2. 外国人雇用状況の届出制度について

・概要

すべての事業主の方には、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れまたは離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられました。



「外国人雇用状況の届出」は、全ての事業主の義務であり、外国人の雇入れの場合はもちろん、離職の際にも必要です！

※届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となります。

・届出様式

【雇用保険被保険者の場合】

雇用保険の被保険者資格の取得届又は喪失届の備考欄に、在留資格、在留期間、国籍・地域等を記載して届け出ることができます。届出期限は取得届又

は喪失届の提出期限と同様です（雇入れの場合は翌月10日までに、離職の場合は翌日から起算して10日以内）。

【雇用保険被保険者ではない場合】

届出様式（第3号様式）に、氏名、在留資格、在留期間、生年月日、性別、国籍・地域等を記載して届け出てください。届出期限は雇入れ、離職の場合ともに翌月末日までです（例：10月1日の雇入れ→11月30日までに届出）。

様式第3号（第10条関係）（表面）			
雇 入 れ に係る外国人雇用状況届出書			
フリガナ（カタカナ）	姓	名	ミドルネーム
①外国人の氏名（ローマ字）			
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間（期限）（西暦）	年 月 日 まで
④①の者の生年月日（西暦）	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外活動許可の有無	1 有 ・ 2 無
雇入れ年月日（西暦）	年 月 日	離職年月日（西暦）	年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届け出ます。			
事業主		雇用保険適用事業所届出番号	
事業所の名称、所在地、電話番号等		事業所番号	
氏名		TEL	
TEL		TEL	
社会保険労務士 記載欄		公共職業安定所長 殿	

※届出様式（第3号様式）

3. 婚姻期間 20 年以上の夫婦間の
自宅贈与の改定について

2018年7月の民法改正により、2019年7月1日に婚姻期間 20 年以上の夫婦間の自宅贈与の取扱が改正・施行されました。改正前は配偶者の一方がもう一方に自宅を生前贈与または遺贈（遺言で贈与すること）した場合、原則としてその財産は遺産の先渡し（特別受益）を受けたものと取り扱われていました。

特別受益の財産は、相続の際に相続財産に持ち戻

して（加えて）遺産分割をすることになります。しかし今回の改正により、婚姻期間 20 年以上の夫婦間の自宅の贈与は特別受益として取り扱う必要がなくなったため、遺産分割の際に相続財産に持ち戻さなくてよくなります。そのため、遺された配偶者は改正前より多くの遺産を手に行うようになります。



実は改正前でも遺言書にその旨を記載して“持ち戻し免除の意思表示”をすれば可能でした。一方、遺言書がない、あるいはあっても持ち戻し免除の意思表示の記載がないと、前述のとおり持ち戻しをすることになっていたのです。婚姻期間 20 年以上の夫婦間で自宅の贈与や遺贈をする目的は、妻が長年貢献してくれたことへの感謝や、夫より長生きするであろう妻の老後の住まいの確保であったりするケースが多いと考えられます。しかし、いざ相続が発生した時に贈与した自宅の持ち戻しで妻の金融資産の取り分が減り、老後の安心が脅かされることは被相続人となる夫の意に反するところでしょう。

それを是正するのが今回の改正で、20 年以上連れ添った夫婦の自宅の贈与等については、遺言書の有無などにかかわらず被相続人（夫）に特別受益の持ち戻し免除の意思表示があったものと推定することになったのです。ただし改正後も、配偶者（妻）以外の相続人の遺留分の計算をする際には特別受益の持ち戻しを行うので注意した方がよいでしょう。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス
〒065-8631
北海道札幌市東区北5条東8丁目1番33号
TEL：011-351-3010